

若いあなたが狙われている！ 悪質商法にご用心！



クレジットカードやローン等の契約ができるようになったことで、悪質業者は、社会経験の少ないあなた達を甘い言葉で「勧誘」や「誘惑」をします。被害にあわないためにも、『消費者知識』をしっかりと身につけましょう。

マルチ商法



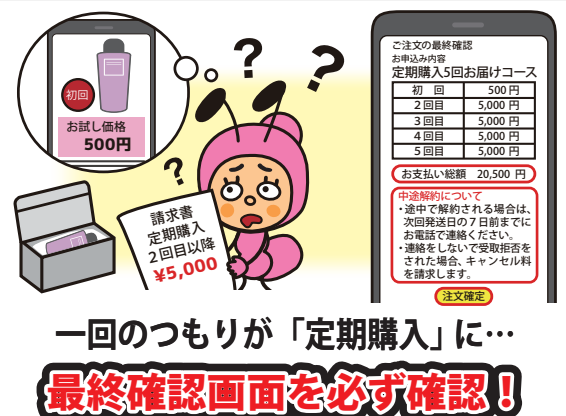
エステの無料体験



〇〇ペイで返金詐欺



定期購入



賃貸アパート



靈感商法



※ このほかにもいろいろな手口があります。

こんなときには、**すぐ相談!!** 宮崎県消費生活センター





SNSやネットの情報には 「うそ」が紛れています。 安易に信用しないで!!



利益が出たけど出金できない?!

～あまい投資話～



アプリで知り合った彼女、
買った途端に連絡が取れない...

～デート商法～



支払うだけで全然稼げない!

～あやしい副業～

悪質商法や架空請求など 消費者トラブルのご相談は

消費者ホットライン
(ナビダイヤルサービス)

お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)につながります。



い
1

や
8

や
8

188(いやや)
と覚えてね!



消費者相談窓口専用ダイヤル (直通電話)

県設置

名 称	電話番号	電話相談ができる曜日	受付時間
県消費生活センター	☎0985-25-0999	月曜日から土曜日 (祝日及び年末年始を除く。)	午前9時 ～ 午後4時30分
// 都城支所	☎0986-24-0999	月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く。)	
// 延岡支所	☎0982-31-0999	月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く。)	

(注) 来所相談は、月曜日から金曜日です。必ず事前に電話でご相談ください。



宮崎県消費生活センター

🔍 検索

